



うきは市事業用地等登録制度のご案内

都市計画準備課計画・調整係 ☎76-9063

企業・事業所の誘致を進めるにあたり、土地、工場、倉庫、事務所、店舗（家屋）等の情報を探しています。使用されていない土地・建物をお持ちの方の、ご相談をお待ちしています。

●登録条件

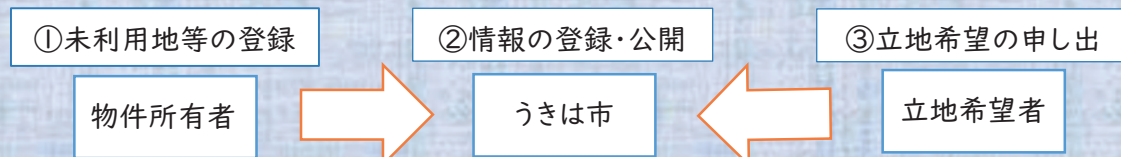
- ①用地の場合1区画の面積が1,000㎡以上であること。
工場、倉庫としては延床面積が500㎡以上であること。
事務所、店舗等（空き家を含む）では公道に接していること。
※農地については、農林振興課・農業委員会に確認のうえ、ご相談ください。
- ②所有権等の権利について争いのないもの。
- ③所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし権利の抹消が確実な物件である場合はこの限りではない。
- ④建物がある場合は、所有者と土地の名義人とが同一であること。
土地の名義人が異なる場合は、その名義人の承諾を得ていること。
- ⑤都市計画法、建築基準法、消防法、その他の法令に抵触しないこと。
- ⑥すでに不動産業者に仲介を依頼されている場合は、了解を得ること。



●申請できる方 物件所有者

- 申請時に必要なもの うきは市事業用地等登録申請書（様式第1号）
物件を特定するために必要な書類（地番・地目等が分かる書類、現況写真等）

手続きイメージ



①と③のマッチングまで市が仲介し、その後①、③で交渉・契約へ

【留意事項】

- ・市は情報の提供を行うのみで、交渉や契約手続きには関与いたしません。
- ・登録された情報は原則インターネットで情報公開します。ただし空き家情報等は所有者との協議のうえ判断します。登録された情報は福岡県の企業誘致担当に情報提供することがあります。

うきは市環境審議会委員を公募します

市民生活課生活環境係 ☎75-4972

市では、環境基本条例に基づき「うきは市環境審議会」を設置しています。

環境審議会の役割は、市長の諮問に応じて環境基本計画の策定やその他環境に関することについて審議することです。審議会委員は、学識経験者や市民等のなかから市長が委嘱する16名以内で構成されます。現委員の任期満了に伴い、令和5年度からの委員を下記のとおり公募します。

◆募集人数 3名

◆応募資格 ・うきは市内に在住か、在勤、在学している満20歳以上の人
・平日の会議に出席できる人（令和5年度は2回程度を予定）

◆応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。
（用紙は市ホームページからダウンロードしてください）

◆任 期 委嘱の日から2年間

◆報 酬 市の規定による委員報酬

◆応募期限 3月20日（月）必着

